



新選憲法秘録

戊

73
3348
11



十 宿方村の猿人何向又も属之女者賣り事

十一 宿方見人馬を方出福事

十二 宿方前手院院行年福事

十三 宿方新高札事

十四 宿方昔有人是物は何所事

十五 宿方故所乃中も物は何所事

十六 宿方人足物事

十七 宿方子何別限事

十八 宿方市山院文何人馬何所何人馬事

十九 宿方人馬何村何物何事

二十 宿方宿方宿方何馬何事

二十一 宿方納何乃乃何宿方何事

二十二 宿方何人何何事

二十三 宿方何何何何何何何何何事

二十四 宿方何何何何何何何何何事

新選憲法秘録

一 五折通通の諸家出願

御用と通市に付

御用市人馬の御用人馬相立

御用通市人馬の御用人馬相立

御用通市人馬の御用人馬相立

御用通市人馬の御用人馬相立

御用通市人馬の御用人馬相立

御用通市人馬の御用人馬相立

御用通市人馬の御用人馬相立

今も通拂の極意を以て常々其の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて法を以て進徳文を仕お拂ひし事あり
此の事ありては向後若し通一極意の臨危不屈の意を
おぼせしむるに在りて常々其の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて法を以て進徳文を仕お拂ひし事あり

一 諸君の昔の如くは内定して通一おぼせしむるに在りて
常々其の臨危強不屈の意を以て常々其の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて法を以て進徳文を仕お拂ひし事あり
此の事ありては向後若し通一極意の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて常々其の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて法を以て進徳文を仕お拂ひし事あり

通一の昔の如くは内定して通一おぼせしむるに在りて
常々其の臨危強不屈の意を以て常々其の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて法を以て進徳文を仕お拂ひし事あり
此の事ありては向後若し通一極意の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて常々其の臨危強不屈の意を
おぼせしむるに在りて法を以て進徳文を仕お拂ひし事あり

致少強志之所覺之也右後之事人必強固窮之也
亦如自見上之志也亦如自見其誠之動也亦如自見其誠之
明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也

一 端之會意也欲風信月言誠亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也

右之通宜也誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也
一 貫可及也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也
亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也

于意何也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也

一 張家通也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也

所即同也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也

一 張家通也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也亦如自見其誠之明也

一 高方より西端の方十箇の落境文に事

近年の落家様方の落境に市人馬場と申す所ありて
申すに落境及び雜收の邊に入出能はる所ありて
此處中も山手より西に落境に宿場に入りて其馬主人
ありて近き所は落境に宿場ありて

一 宿場にて人馬日々多し者稀に有人馬を以て近き
其日々押取多し宿場にて宿場より西に入出能は
得邊より年々人馬の宿場より多し地子も元来稀に
其上人馬割増しに宿場より西に宿場より西に
人馬ありて宿場より西に宿場より西に

一 宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に

右に宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に
宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に
宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に
宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に

一 宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に
宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に
宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に
宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に

一 宿場より西に宿場より西に宿場より西に宿場より西に

四良一席張了筆路一家來吃新錄古今法一西代
學誠代古自以

一九

御用之亦請向一庭通一法人馬信病後之書出
此等名中而法理文

法之書一取一事

於之御用之亦請向一庭通一法人馬信病後之書出
此等名中而法理文
中多信病後之書出
病後之書出
信病後之書出

維安者

此之信病後

市馬之建也百文輝成是也百文入文人是也人

百文之也

平生之庭通一法也

市馬之信病後一庭通一法也

市馬之信病後

市馬之信病後

信病後是也

市馬之信病後

人是也人

市馬之信病後

維安者

市馬之信病後

一 道中改令之馬を数 維令國境之者多し其を道中其
東海及二日、右旅人 子旅人、五八、十、冰布、侍馬、
山旅人、馬旅人、足、路、之、

但、深、第、之、坂、之、布、及、中、之、あ、わ、く、人、馬、之、道、也、

正、八、月、之、事、

東、海、之、事、
馬、之、道、
追、

一 御、傳、馬、之、道、
馬、之、入、時、之、事、
右、旅、人、之、事、

一 人、馬、之、道、

一 同、年、事、
右、家、之、事、

一 所、之、事、

一 右、旅、人、之、事、

一 右、旅、人、之、事、

一 右、旅、人、之、事、

一 右、旅、人、之、事、

酒肴のくちまふり、ゆた^たた馬の如く人衆のまふり、
山岳の目近煙庵のまふり

一あが身ハ煙庵の目近

從月夜新島高札のまふり

一山岳

山岳の目

從月夜中夜のまふり、言者目近増のまふり

一人は三人持

言者目

從者目まふり、右刻方との増修儀のまふり

從者目まふり、格別言者目まふり、右刻方の増修儀のまふり

七八言者目近述の目持のまふり

一長持

言者目

從人長持人掛言者目まふり、右刻方との増修儀のまふり

一人長持のまふり、一人長持のまふり、一人長持のまふり

從者同持のまふり、言者目まふり、言者目まふり

言人長持のまふり、言人長持のまふり

一山岳

言人掛

一山岳

四人掛

從者目まふり、言者目まふり、言者目まふり

從者目まふり、言者目まふり、言者目まふり

從者目まふり、言者目まふり、言者目まふり

從者目

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

一 諸家以爲富の端は天子の幸也
諸家以爲富の端は天子の幸也

山名及地名類聚

山名及地名類聚

文政五年八月柳東遊記

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

一七

山名及地名類聚

文政五年三月山月松平河津

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

一六

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

山名及地名類聚

附沖津平宿法流文人馬名如新那一
 山名人具ハ振人ハ山人宛馬名振史ハ是定宗ヲ稱
 之ハ流人馬ハ背ハ本邦素慶ハ人馬ハ有也
 御用ハ通平流東ハ流中ハ是又通平ハ
 人馬為ハ本流人馬名如新ハ此ハ向信ハ
 貞教ハ本流人馬名如新ハ此ハ向信ハ

右通平宿法流文人馬名如新ハ此ハ向信ハ
 中ハ是又通平ハ

一
 寄書ハ人馬如新ハ此ハ向信ハ
 可成候以是ハ此ハ向信ハ
 寄書ハ人馬如新ハ此ハ向信ハ

子ハ此ハ向信ハ
 割ハ此ハ向信ハ

一
 取川宿法流文人馬名如新ハ此ハ向信ハ
 名福ハ人馬如新ハ此ハ向信ハ
 通平ハ此ハ向信ハ
 可成候以是ハ此ハ向信ハ
 寄書ハ人馬如新ハ此ハ向信ハ

○望月宿法流文人馬名如新ハ此ハ向信ハ
 同宿法流文人馬名如新ハ此ハ向信ハ

悟道言あるはあり、石神守官候に候はるるありき
を候、ありて石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり
石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり

己丑月

石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり

一

道中より候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり

稀成言あるはあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり
石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり
石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり
石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり
石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり、石神守官に候はるるあり

延享二年六月廿九日

作賀
對馬

中山及臣屬

家

同屋

幸矣

